

特集

日本と国際公秩序

集団的自衛権・国際刑事裁判所の原理的検討

国際公秩序への我が国の対応

小寺 彰／奥脇直也

I 集団的自衛権

国際法における武力規制の構造

討論のための概念整理

松井芳郎

国際法における集団的自衛権の位置

森 肇志

日本国憲法における「武力の行使」の位置づけ

安念潤司

日本国憲法と集団的自衛権

大石 眞

II 国際刑事裁判所

国際刑事裁判所規程と裁判過程の

複合化

小森光夫

国際刑事裁判所(ICC)加入までの

道のりとその意義

正木 靖

国際犯罪(ICC管轄犯罪)と

日本の刑事司法

多谷千香子

連載

国際私法の経済分析

国際刑事裁判所と日本国憲法

齊藤正彰

外国企業が勝訴した中国最高人民法院における 商標権侵害判決をめぐって

中国律師・
ニューヨーク州弁護士

姫

軍

Ji, Jun / 弁護士・
ニューヨーク州弁護士

石本茂彦

いしもと・しげひこ

I 緒言

中華人民共和国・最高人民法院（最高裁判所に相当）は、2007年6月5日、ヤマハ発動機株式会社（以下「原告」又は「ヤマハ発動機」という）を原告（上訴審被上訴人）、浙江華田工業有限公司（以下「浙江華田公司」という）、台州嘉吉摩托車銷售有限公司（以下「台州嘉吉販売」という）、台州華田摩托車銷售有限公司（以下「台州華田販売」という）及びその他販売業者1社を被告とする商標権侵害紛争事件につき、終局判決（以下「本判決」という）を下した¹⁾。

本判決は、上訴人である浙江華田公司の上訴申立てを棄却し、江蘇省高級人民法院の第1審判決（以下「1審判決」という）²⁾を維持し、①被告・浙江華田公司、台州嘉吉販売及び台州華田販売によるヤマハ発動機の商標権侵害行為の即時停止、②上記3被告による、業界専門誌への謝罪声明掲載、③浙江華田公司是8,300,440.43人民元の損害賠償責任、台州嘉吉販売はこのうち8,227,977.03元に対する連帯賠償責任、台州華田販売はこのうち72,463.4元に対する連帯賠償責任をそれぞれ負うことを命じるとの判断が確定した。

本判決は、まず、約830万人民元という高額な損害賠償を、外国企業を原告とする商標権侵害訴訟において認めたという点で、実務的に大きな意義を持つものであると言える。これは、おそらく従前の中国における商標権保護の涉外事件のなかで最高金額であろうと思われる³⁾。涉外事件に限らず、一般的に中国知的財産権の賠償金額は低いと言われてきたなか⁴⁾、こうした高額な判決が最高人民法院によって出されたことの意義は大きい。

しかし、本判決は、こうした表面的な金額以外

にも、中国知的財産権（特に商標権）に対する司法保護において、実務的に大きな意義のあるいくつかの判断がなされた。以下、こうした点を中心に紹介する。

II 事実関係

1 経緯

2000年9月、被告である浙江華田公司の法定代表者及び支配株主らが日本において「日本雅馬哈株式会社」等の会社の設立登記を行った（なお、「雅馬哈」は、中国語で「ヤマハ」に近い発音であり、ヤマハ発動機も中国において自社の名称の表示としてこの漢字を使用し、かつ商標登録等も行っている）。

2001年1月、日本雅馬哈株式会社と被告浙江華田公司是、「技術提携、企業管理、商号使用協議書」なるライセンス契約を締結し、これに基づき、日本雅馬哈株式会社は浙江華田公司がその華田ブランドのオートバイ及びエンジン製品、広告宣伝資料に「日本YAMAHA株式会社」及び「日本雅馬哈株式会社」なる企業名称を使用（表示）することを許諾した。浙江華田公司是、これに基づき（実際にはかかる契約よりも前から）「日本YAMAHA株式会社」の文字及び「FUTURE」の文字を表示したオートバイ及びエンジンを製造・販売した（「雅馬哈」、「YAMAHA」及び「FUTURE」はいずれも原告の中国における登録商標である）。本件権利侵害製品の市場への販売は、基本的に、台州嘉吉販売及び台州華田販売等を通じて行われた。

原告による日本の金沢地方裁判所小松支部における訴訟提起をうけ、2001年9月、同支部は、被告日本雅馬哈株式会社が「日本雅馬哈株式会社」

1) 中華人民共和国最高人民法院民事判決書（2006年）民三終字第1号。なお、中国は2審制を原則としている。本件は、高級人民法院（高等裁判所に相当）が第1審を審理したため、第2審である最高人民法院が最終審となる。

2) 中華人民共和国江蘇省高級人民法院民事判決書（2002年）蘇民三初字第006号。

3) なお、中国企業同士の紛争では、中国糧油食品（集団）有限公司を原告とする「長城」ブランドのワインに関する商標権侵害事件（中華人民共和国最高人民法院民事判決書〔2005年〕民三終字第5号）が、本件よりも更に高額な損害賠償（約1000万人民元）を認めた事例として報告されている。

4) ちなみに、中国最高人民法院が公布した「2006年の10大知的財産権事件」（これにはシャネル、スターバックス等の国際的に著名な商標も含まれている）を見ると、これらの10大事件の賠償金額を合計してもわずか約330万人民元であり、またこのなかで最も賠償金額が高い事件でも約86万人民元にとどまっている。

の商号を使用する行為は、日本の「不正競争防止法」に違反しているとして、①「日本雅馬哈株式会社」は、「日本雅馬哈株式会社」の商号を使用してはならない、②その営業用施設又は業務において「雅馬哈」、「YAMAHA」及び「ヤマハ」の表示を使用してはならない、との判決を下した（ただし欠席判決）。

2001年3月、原告は台州市工商行政管理局に浙江華田会社の商標権侵害行為を通報し、当該工商行政管理局は2001年7月に「行政処罰決定書」を出し、浙江華田会社の行為は原告の登録商標を侵害していると認定した。その後、被告浙江華田会社は前後して上記行政処罰決定書について行政不服審査及び行政訴訟を申し立てたが、2002年6月、浙江省台州市椒江区人民法院は、工商行政管理局の上記行政処罰決定書は法律規定に合致しており、被告の行為は商標権侵害を構成すると認定する行政判決を下した。

2002年10月、原告は、江蘇省高級人民法院に本件訴訟を提起した。同法院は、2005年9月に、原告の訴訟請求をほぼ全面的に認める1審判決を下した。

2005年9月、被告浙江華田会社は最高人民法院に上訴を申し立てた。最高人民法院は、2007年6月5日に上訴（上告）を棄却し原判決を維持する本判決を下した。

2 本件の事実関係の特徴

本件被告らの行っていた商標権侵害行為の主な特徴として、以下の2点が挙げられる。

- ① 被告の関係者等によって中国国外（本件の場合には日本）に原告商標の主要な部分を商号に含んだ会社が設立され（本件の場合には、「日本雅馬哈株式会社」）、被告は、そこから企業名称等を使用するライセンスを受け、これを根拠に製品に原告商標と重なる内容の表示を行った。
- ② 本件の商標権侵害製品の製造と販売は、ある特定の個人が実質的に支配する複数の会社により「分業」されていた。

上記①については、このような「ライセンス」によって一見、合法的な外観をもった侵害行為に対して中国最高人民法院がどのような司法判断を下すかが注目された。他方、②については、こうした「分業」の存在のために、（後に詳述する）「侵害者の取得利益」の主張立証等が、通常の場合以上に難しいという状況が生じていた。

III 被告の取得利益による損害計算と立証の困難性

前提として、中国の商標権侵害における損害賠償金額の計算方法について概説する。中華人民共和国商標法56条の規定によると、商標専用権を侵害した場合の賠償金額の計算方法として、①被侵害者が侵害により受けた損失、②侵害者が権利侵害期間において取得した利益、③（上記①及び②の方法により損失を確定することが困難であることを前提に）人民法院が権利侵害行為の情状に応じて50万元以下の賠償額を判決により認定、という3つの方法があり、権利者はこのいずれかを選択することができることとされている。

実務上は、②の計算方法、すなわち被告である侵害者の権利侵害期間における取得利益の額を原告の損害賠償額の基準として計算する方法が使われるケースが多い。①の権利侵害により被った原告の損失を基準とする方法を採用しない理由は、一般的に以下のとおりである。(i)原告の損失と権利侵害行為との間の因果関係の立証が非常に困難である。特に、（仮に原告の利益の減少が認められたとしても）そこから市場や経営管理の要素等、権利侵害以外の影響要素をいかに排除するかが難しい。(ii)原告は権利侵害製品と同種の製品を製造もしくは販売しない、又は製品の間に比較可能性がないために、仮定的に原告の損失を計算すること自体が難しいケースが多い。

本件において原告が損害賠償額計算方法として選択したのも、上記②の侵害者の取得利益を損害額と見なす規定であった。

しかし、侵害者である被告の権利侵害行為による取得利益の主張立証自体、容易ではない。まず、最大の困難として、原告が被告の権利侵害による利益取得状況を計算する証拠をほとんど掌握できないのが通常であるという点が挙げられる。こうした利益の立証ができなければ、たとえ被告の権利侵害行為を証明したとしても、結局は損害賠償については上記③の人民法院による裁量認定ということとなってしまふ。実務上もこのようなケースが少なくないようである。しかし、上限50万元という金額は、中国における商標権侵害等の実情等に照らすと、やはり低きに失すると言わざるを得ない。

本件においても、原告側は、証拠保全によって

外国企業が勝訴した中国最高人民法院における商標権侵害判決をめぐって

顕現した浙江華田公司の権利侵害期間の会計資料（これ自体、不完全な内容であった）や、浙江省長興県、徳清県工商行政管理局の処罰決定において認定された事実関係などのほか、必ずしも有力な証拠がないという状況であった。

また、上でも触れたように、本件の場合、製造と販売が別法人により「分業」されていた。このため、例えば、製造会社単独ではそもそも利益が出ていないのでこの方法による「損害額」の計算の採用が難しいという問題や、各法人ごとに取得利益を立証するのに必要な会計資料を入手確認するのも容易でないといった問題が存在し、事態がより困難なものとなっていた。

これを解決するためのポイントとなったのが以下の3つの点である。

IV 「関連会社」による共同不法行為の認定

本判決は、本件被告らが、同一人物により直接又は間接に支配され、あるいは実質的に一体として対外的に営業活動を行っている「関連会社」であるとの認定を軸に、同被告らの「共同不法行為」の成立を認めた（「民法通則」130条など）。

中国法上、共同不法行為については、「民法通則」に簡単な規定が置かれているのみであるが⁵⁾、最高人民法院の2004年の司法解釈「人身損害賠償事件の審理における法律適用に関する若干の問題についての解釈」⁶⁾（2004年5月1日施行）で、共同不法行為の構成要件に以下の2種類があることが明確に示された。すなわち、①権利侵害者に、主観上、共同の故意又は共同の過失があり、かつその行為が権利侵害の結果をもたらした場合、又は②権利侵害者に、主観上、共同の故意又は過失がなくとも、その侵害行為が直接結びついて1つの損害結果が生じた場合、である⁷⁾。

本判決では、浙江華田公司与台州嘉吉販売は同一人物が直接又は間接的に支配していた関連会社であり、両社の法定代表者は同一人物であるとい

う事実、浙江華田公司与台州華田販売は共同で広告を雑誌に掲載しており、かつ広告で両被告が記載している住所、電話番号、ファックス番号は完全に同一であるという事実、浙江華田公司が日本雅馬哈株式会社と締結したライセンス契約において、日本雅馬哈株式会社が浙江華田公司与台州華田販売に「日本雅馬哈株式会社」、「日本YAMAHA株式会社」の文字の使用を同時に許諾しているという事実、等が考慮されて、主観的な共同故意及び共同行為性が認められ、上記①の主観的に共同性がある場合に該当することが認定された。

そして更に、本判決は、こうした「主観的に共同性のある共同不法行為」であることを前提として、製造会社と販売会社による一連のひとまとまりの行為による全体としての利益取得額の主張立証をすれば足り、製造会社や販売会社の個別の会社の取得利益額の立証は要しないことを判示した。この認定は、中国の知的財産権の司法による保護の実務において、損害賠償の計算にひとつの新しい計算方法を提示したのと言える。すなわち、共同不法行為が認定されるという前提において、メーカーと販売業者の権利侵害の一連の行為をひとまとまりとして権利侵害による利益取得額を計算できることが示されたのである。

V 自己に不利な証拠の提出を拒んだ当事者に対する不利判断

「民事訴訟証拠規則」75条は、「一方当事者が証拠を有しているにもかかわらず正当な理由なく提出を拒んだことを証明する証拠があり、相手方当事者が、当該証拠の内容が証拠保持者にとって不利な内容であることを主張した場合、当該主張は成立するものと推定することができる」と定め、自己に不利な証拠の提出を拒む当事者に対して一定の不利な判断をすることが認められることとなっている。ただ、これまでの訴訟実務では、必ずしもこの制度が適切に活用されてこなかったようである。

5) 「民法通則」130条：「2人以上の者が共同で権利を侵害し他人に損害を与えた場合には連帯責任を負わなければならない。」

6) この司法解釈自体は人身損害に関するものであるが、本件のように他の不法行為のケースでも十分当てはまるものと考えられている。

7) 同解釈3条：「2名以上の共同の故意又は共同の過失により人に損害をもたらした場合、又は共同の故意又は共同の過失はないが、その侵害行為が直接結びついて1つの損害結果が生じた場合には、共同不法行為が成立し、民法通則第130条の規定に従い連帯して責任を負う。」

本件では、被告による権利侵害利得の証明において、被告の財務資料がどのようになっているかが非常に重要であった（これは同種の案件一般に言えることと思われる）。ただ、被告は、訴訟の過程で行われた証拠保全で表れたもの以外、財務資料の積極的な提出は拒んだ。

中国の法律では⁸⁾、被告の権利侵害による取得利益を損害賠償の計算基準とする場合は、原則として「営業利益」をベースに計算するとされている。つまり、収入から、販売税、製造・販売費用、管理費用及び財務費用等、被告の製造・販売した権利侵害製品の製造コストを控除する必要がある（ただし企業の所得税は控除する必要はない）。

本件では、被告が積極的に会計・財務資料を開示しないため、被告（全体）の取得利益の計算において、台州嘉吉販売と台州華田販売において発生したコストが不明であるという問題があった。被告側は、かかるコストが控除されていないことを理由に、原告が主張した（最終的に1審判決及び本判決が採用した）計算方法は不当であると主張した。しかし、こうしたコストを示す（そして同時に、被告全体の取得利益自体をも立証することになる）財

務・会計資料の提出は拒み続けたのである。

この点について、1審判決は、「被告が真実にその経営状況を反映する完全な財務資料を所持し、その提出を明らかに拒んだことにより、その権利侵害による利益の金額を調査できない場合は、原告の主張する浙江華田公司、台州嘉吉販売の負うべき賠償金額は成立するものと推定しなければならない」と認定した。また、最高人民法院による本判決も、これを基本的に維持し、「台州華田販売、台州嘉吉販売は原審法院に対して営業利益及びコストの関連証拠の提出を拒み、また本院に対しても上訴請求を提出していないため、原告の主張する計算方法では経営コスト、所得税等の費用を控除していないとの浙江華田公司の上訴理由について、本院はこれを認めない」と判示した。

人民法院の上記判断は、特に「民事訴訟証拠規則」75条の運用実務に対して積極的な意義を有するものと思われる⁹⁾。被告が、おそらく被告しか所有していない証拠資料の提出を拒むということは、訴訟においては普遍的にみられる現象であり、多くの事件がこのために立証不能の状態に陥っている。人民法院が示した75条適用の原則は、今後、

UP-TO-DATE に法学理論を学ぶ!!

法学教室

HOGAKU
KYOSHITSU

2007.10
Oct. 10
No.325

9月20日発売
B5判◆232頁
定価◆1600円

<p>巻頭言「教室の鬼」★高橋宏志 Key Word「地域団体商標」★青木博通 海外 Topic & Report「オーストラリアにおける不法行為法の現況(1)」★水野 謙 時の問題「いわゆる『300日問題』とは何か」 ★本山 敦</p>	<p>【論点講座】 憲法の解釈★亘理 格 エンジョイ/行政法★田村正博/磯部 力/ 櫻井敬子/神橋一彦 新労働法講義★荒木尚志 環境法の新展開★大塚 直</p>
<p>判例クローズアップ「後見人の横領行為と親族相盗例の適用の可否」★堀内捷三 国会観覧「第166回国会主要成立法律」 ★伊藤和子 特別連載「松尾浩也先生に聞く」 ★酒巻 匡/大澤 裕/井上正仁</p>	<p>【判例講座】 憲法基本判例を読み直す★野坂泰司 判例分析民法 探す・読む・使う★松岡久和 独禁法事例の勘所★白石忠志</p>
<p>【日本国憲法60年記念】</p>	<p>【展開講座】</p>
<p>憲法学の現在・未来★中林暁生</p>	<p>行政組織法・公務員法★宇賀克也 実践消費者法★山崎敏彦 医療と法を考える★樋口範雄 知的財産法の重要論点★横山久芳</p>
<p>【基礎講座】 入門講義 物権・担保物権法★安永正昭 新会社法講義★落合誠一</p>	<p>【演 習】</p>

外国企業が勝訴した中国最高人民法院における商標権侵害判決をめぐる

上記の状況の改善につながる可能性が期待される。

VI 証明責任の実質的な転換

本件訴訟では、被告の利得（上述のとおり、みなし規定によってこれが原告の損害額と見なされる）の算定の基礎となる「権利侵害製品の台数」が大きな争点のひとつとなった。原告側が主張した「権利侵害製品の台数」は、本件訴訟の過程で行われた司法鑑定（司法監査）の結果明らかにされた、当該時期に被告浙江華田会社が製造した「権利侵害製品と同一型番の製品」（実際には8種類の製品）の台数に依拠していた。このうち、一部の台数については、先行する行政機関による「行政処罰決定」によって既に明確に示されていたので、実質的に争いの余地は小さかった。問題は、行政処罰決定にあった台数を超える、「司法鑑定」において明らかになった「権利侵害製品と同一型番の製品の台数」を、権利侵害製品の台数と推定してよいかという点であった。

証明責任の分配について、中国法では、自らが提出する訴訟請求の根拠となる事実又は相手方の訴訟請求に反論する根拠となる事実については、当該当事者が証明責任を負う（つまり証拠により立証できなかった場合の不利な結果を負う）とされている（「民事訴訟証拠に関する若干規定」第2条）。これは、日本の立証責任の分配に関する考え方と基本的に軌を一にするものと言える。ただ、具体的な運用については、「判例主義」ではないこともあって、ルールの明確化・統一化はあまり進んでいないようである。権利侵害製品については、ごく単純にこの原則を当てはめると、権利侵害を主張する側である原告がその証明責任を負う、ということになる。

しかし、本件の場合、原告は、「同一メーカーの同一型番の製品は、当然同一の製品であると推定されるべきである」旨を主張した。これに対して被告は、同一の型番であっても同一製品であるとは限らず、あくまで別の製品（具体的には本件で問題となったヤマハ発動機の商標を使用した製品ではな

い）と主張しながら、同一型番でありながら別の製品があることについて特に積極的な立証は行わなかった。

本判決（及びこれに先立つ1審判決）では、この点について、一般的な理解及び習慣によれば、同一車種の製品は同じ外観を備えており、同一の文字が表示されており、そのように推定されるべきである（例外があることを主張する側の当事者に証明責任がある）旨が判示された。これによって、この点に関する証明責任の実質的な転換が認められたと言える。そして、被告が「同一型番の製品であっても、同一の製品ではない」という例外に該当することを示さなかったため、上記の推定のとおり、「権利侵害製品と同一型番の製品の台数」が権利侵害製品の台数として認定されたのである。

VII 結び

上で述べた以外にも、本件訴訟では、証拠保全の実施や司法鑑定（監査）の活用など、訴訟活動の実践における重要なポイントが存在した。

これらも含めて、本件全体を通して言えるのは、中国における訴訟でも、適用する法律に対する深く掘り下げた検討、緻密な証拠収集、証拠規則の正確な運用といった周到な準備を行えば、民事訴訟が権利侵害を阻止し、賠償を獲得する有効な手段たり得る、ということが改めて示されたということである。もちろん、この点については悲観的な異論もあろうし、むしろそちらの論拠となるような事象が少なからず起きていることも承知している。しかし、中国における知的財産保護の手段として、訴訟を前向きに活用するという姿勢が今後より重要になってくること自体は間違いないものと思われる。

8) 「特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」20条3項:「権利侵害者が侵害行為により得た利益は、通常、侵害行為者の営業利益によって計算し、完全に侵害行為を業としていた侵害行為者については、販売利益によって計算することができる。」

9) なお、本件の場合、被告台州嘉吉販売らに生じた控除コストの主張立証責任が原告ではなく被告に負わされた、と見ることもでき、この意味で厳密な意味で75条を適用すべき場面であったかは、意見の分かれる可能性もあると思われる。ただし、判決自体は、明確に75条を意識した書きぶりとなっている。